

## 第2編 海上交通

## 第1章 海難等の動向

### 第1節 近年の海難等の状況

#### 1 海難船舶等の状況

我が国の周辺海域において、海難に遭遇した船舶（以下「海難船舶」という。）の隻数の推移をみると、第2次交通安全基本計画期間（昭和51年から55年まで）の年平均隻数では3,232隻であったものが、平成13年では、2,836隻となっており、約1割減少している（第2-1図）。これを用途別にみると、漁船の海難は1,382隻（全体の43%）であったものが、856隻まで減少したものの、依然として全体の30%を占めており、また、貨物船の海難は864隻（27%）であったものが334隻

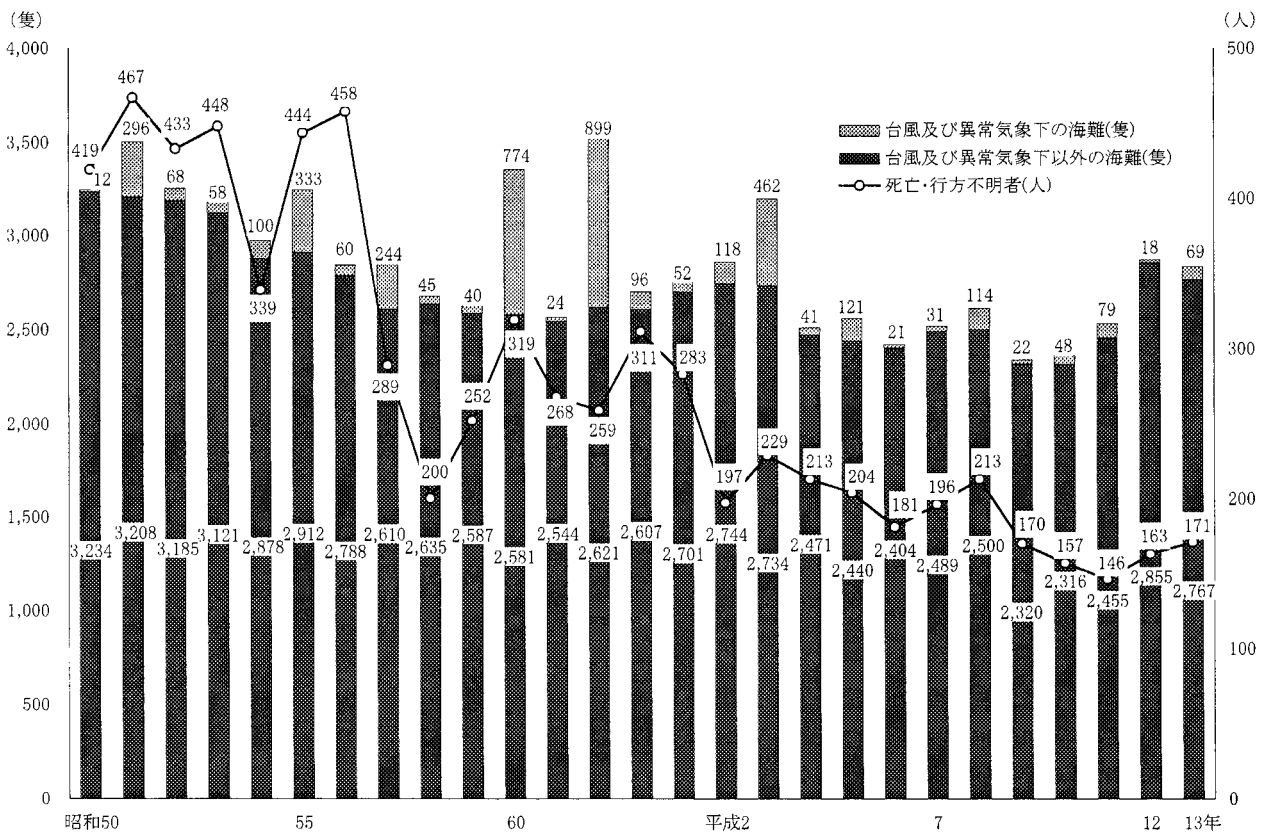
（12%）まで減少した。

一方、モーターボート、ヨット等のプレジャーボート及び遊漁船（以下「プレジャーボート等」という。）の海難は376隻（12%）であったものが、1,268隻まで増加し、全体の45%を占めるに至っている。

このほか、タンカーの海難は、199隻が121隻に減少し、旅客船の海難についても75隻が49隻まで減少した（第2-2図）。

このような海難船舶の状況から、ふくそう海域における情報提供・航行管制システムの整備を始め、海難防止思想の普及、民間団体の海難防止活動の展開、気象・海象情報の提供の充実等の各種安全対策を計画的に推進してきた成果が認められる反面、プレジャーボート等の海難の増加につい

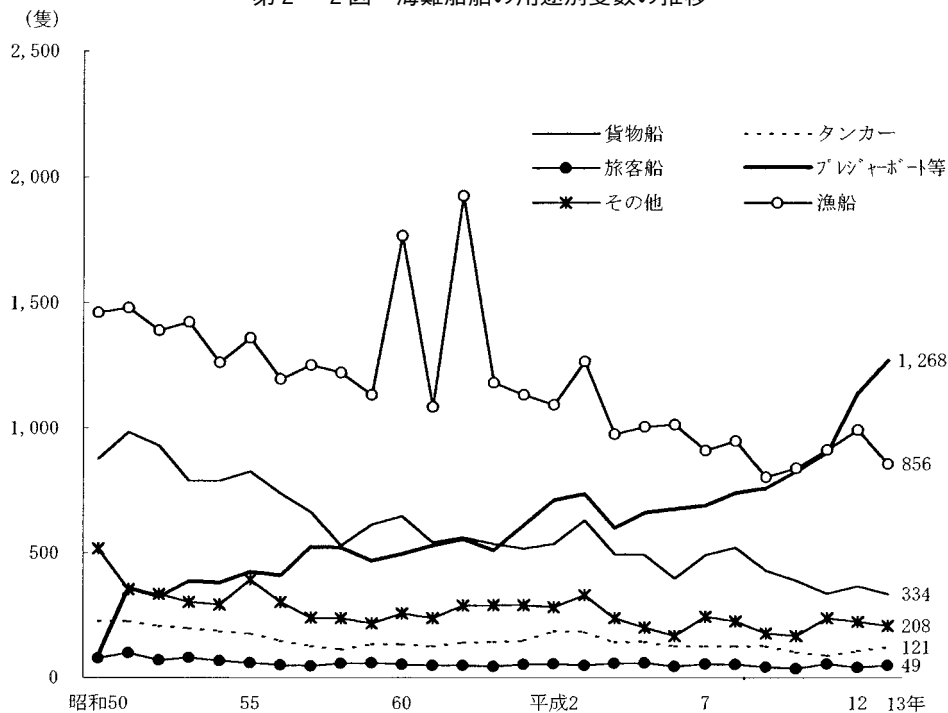
第2-1図 船舶海難及びそれに伴う死亡・行方不明者数の推移



注 1 海上保安庁資料による。

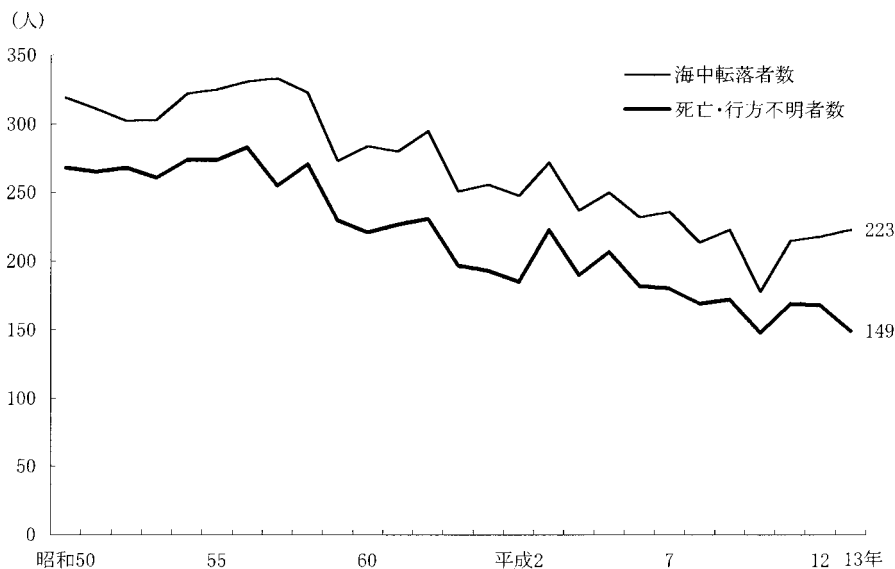
2 死亡・行方不明者には、病気等によって操船が不可能になったことにより、船舶が漂流するなどの海難が発生した場合の死亡した操船者を含む。

第2-2図 海難船舶の用途別隻数の推移



注 海上保安庁資料による。

第2-3図 船舶からの海中転落及びそれに伴う死亡・行方不明者数の推移



注 海上保安庁資料による。

ては、近年の国民の余暇志向の高まりに伴い、マリナーが急速かつ広範に国民に普及し、運航のための初歩的な知識・技能の不足した運航者の増加が、その背景にあるものと考えられる。

また、船舶からの海中転落者数の推移をみると、第2次交通安全基本計画期間の年平均では313人であったものが、平成13年では223人となって

おり、約3割減少している（第2-3図）。

## 2 死亡・行方不明者の発生状況

海難船舶の乗船者のうち死亡・行方不明者の数は、第2次交通安全基本計画期間の年平均で426人であったものが、平成13年では171人となって

おり、約6割減少している。

また、船舶からの海中転落による死亡・行方不明者の数は、第2次交通安全基本計画期間の年平均で268人であったものが、平成13年では149人となっており、約4割減少している。

## 第2節 平成13年中の海難等及び海難救助の状況

### 1 海難等の状況

#### (1) 海難船舶等の状況

平成13年の海難船舶は、2,836隻、223万総トンであり、次のような特徴がみられる。

##### ア 用途別状況

船舶の用途別では、プレジャーボート等が1,268隻(45%)で最も多く、次いで漁船が856隻(30%)、貨物船が334隻(12%)、タンカーが121隻(4%)、旅客船が49隻(2%)、その他が208隻(7%)となっている。

##### イ 海難種類別状況

海難種類別では、衝突が1,008隻(36%)、次いで機関故障が402隻(14%)、乗揚げが357隻(13%)となっている。

##### ウ 距岸別状況

距岸別では、港内が750隻(26%)、港内を除く3海里未満が1,462隻(52%)、3海里以上12海里未満が434隻(15%)となっており、12海里未満が全体の93%と大半を占めている。

##### エ 海難原因別状況

海難原因別では、見張り不十分が696隻(25%)、操船不適切が340隻(12%)、気象・海象不注意が141隻(5%)等運航の過誤によるものが全体の61%を占め、これに機関取扱不良307隻(11%)等を加えた人為的要因に起因するものが全体の74%を占めている。

また、船舶からの海中転落者数は223人で、これを船舶の用途別に見ると、漁船が125人(56%)で最も多く、次いでプレジャーボート等が58人(26%)、その他が40人(18%)となっている。

#### (2) 死亡・行方不明者の発生状況

平成13年における海難による死亡・行方不明者数は171人(前年より8人増加)であり、このうち53%が漁船、15%がプレジャーボート等によるものであった。

また、船舶からの海中転落による死亡・行方不明者数は、149人(前年より19人減少)であり、このうち62%が漁船、19%がプレジャーボート等によるものであった。

なお、第7次交通安全基本計画においては、年間の海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者数を平成17年までに200人以下とすることを目指しており、13年は320人(12年は331人)であった。

### 2 海難救助の状況

#### (1) 海難船舶等の救助状況

平成13年は、海難船舶2,836隻の中で自力入港した945隻を除いた1,891隻のうち1,652隻が救助され、救助率(自力入港を除く海難船舶隻数に対する救助された隻数の割合)は87%であった。海上保安庁は、巡視船艇延べ3,356隻、航空機延べ790機及び特殊救難隊員延べ301人を出動させ、海難船舶535隻を救助した。また、海上保安庁は、同庁が救助した船舶以外の海難船舶についても、巡視船艇・航空機による捜索、救助手配等を行っており、合わせると1,733隻の海難船舶(全体の61%)に対して救助活動を行った(第2-4図)。

#### (2) 人命の救助状況

平成13年は、海難船舶の乗船者1万3,670人の中で自力救助の7,615人を除いた6,055人のうち5,884人が救助され、救助率(自力救助を除く海難船舶の乗船者に対する救助された人数の割合)は97%であった。

また、船舶からの海中転落者223人の中で自力救助の28人を除いた195人のうち46人が救助され、救助率(自力救助を除く海中転落者に対する救助された人数の割合)は24%であった。